

(議提議案第 1 号)

平成 2 1 年 3 月 1 9 日

議長 泉 二良 様

提 出 者	議 員	田 島 道 夫
〃	〃	松 岡 兵 衛
〃	〃	滝 沢 肇
〃	〃	林 真佐子
〃	〃	新 井 宏
〃	〃	富 岡 信 吾
〃	〃	常 見 勝
〃	〃	三 浦 和 一
〃	〃	黒 澤 三千夫

議案提出について

平成21年第1回市議会定例会（3月19日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第1号] 熊谷市議会議員政治倫理条例

[理由] 市議会議員の政治倫理の確立のため

熊谷市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、熊谷市議会議員（以下「議員」という。）が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持し、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、常に市民全体の利益を擁護しなければならない。いやしくも議員自身又は特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。また、議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならない。

(倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を利用して特定の利益の実現を求めないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市が出資している法人及び補助金を交付している団体の請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇任、異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入しないこと。
- (7) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

(市の工事等に関する遵守事項)

第4条 議員及びその配偶者並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように、市、市が出資している法人等が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約（一時的な物品納入等は除く。）を辞退しなければならない。

2 議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業は、前項で規定する契約については、辞退するよう努めなければならない。

3 第1項に規定する実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員が、その経営方針に関与している企業

(2) 議員が報酬を定期的に受領している企業

(3) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

4 指定管理者の指定については、第1項の規定に準ずるものとする。

(市民の調査請求権)

第5条 市民（調査を請求する日の直近の市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）は、第3条及び第4条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、市民100人以上の署名とともに、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、調査請求を受けたときは、熊谷市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員9人をもって組織する。

3 審査会の委員は、議員から6人、学識経験者から3人を議長が任命する。

4 審査会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

5 審査会の委員の任期は、当該事案の審査結果を議長に報告した月の末日までとする。

(審査会の審査)

第7条 審査会は、第6条第1項の規定により審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否について審査を行うものとする。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、当該議員に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。
- 3 審査会は、審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを公開しないことができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 6 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

（議員の協力義務）

第8条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

（審査会の審査結果）

第9条 審査会は、付託を受けた日から60日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により審査会の審査結果の報告を受けたときは、速やかに議会に報告し、これを請求代表者に送付し、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。